

# 富里市小規模工事等契約希望者登録要綱

(平成21年11月25日告示第125号)

改正 令和4年4月1日告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な工事及び修繕（以下「小規模工事等」という。）において、市内の事業者を対象に、その受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、富里市財務規則（昭和63年規則第8号）第137条に定める随意契約によるもののうち、技術的内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、1件の契約金額が50万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に本店を有する法人事業者又は市の住民基本台帳に記録されている個人事業者のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 破産者であって復権を得ない者又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人
- (2) 富里市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために、必要な資格、免許等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者。ただし、市長が特に認めた場を除く。

(名簿への登録)

第4条 富里市小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録を希望する者は、富里市小規模工事等契約希望者登録申請書（別記第1号様式）により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは登録名簿に登録し、公表するものとする。

(受付期間)

第5条 申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）は、市長が別に定める。ただし、申請受付期間の終了後も受け付けることができるものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、申請受付期間の属する年の4月1日から2年間とする。ただし、前条ただし書の規定により受け付けした者の登録の有効期間の期限は、当該登録の申請の日の直近の申請受付期間に受け付けた者と同じとする。

(登録者の取扱い)

第7条 市長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿の登録者に対し、積極的に見積り参加及び受注の機会を与えるように努めるものとする。ただし、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから、小規模工事等に該当する契約にかかる業者を選定することを妨げないものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登録された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、富里市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（別記第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 登録事項に変更があったとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登録したとき。
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録名簿に登録されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当した場合
- (2) 倒産し、又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (4) 契約の履行に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(その他)

第10条 この要綱に定めのないものについては、その他法令を遵守するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成30年8月8日告示第101号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日告示第29号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。